武蔵野市バリアフリー 交通安全特定事業計画 吉祥寺駅周辺地区

令和5年3月 東京都公安委員会

武蔵野市バリアフリー基本構想における重点整備地区「吉祥寺駅周辺地区」の交通安全特定事業計画

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条(基本方針)及び第36条(交通安全特定事業の実施)に基づき、武蔵野市バリアフリー基本構想に即して、吉祥寺駅周辺重点整備地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間(位置図参照)

	グ迪女王特に事業を美施する道路の区間(位直図参照) 道路の区間 生活関連施設				
No	路線			特定旅客施設	連絡する施設
1	一般都道 杉並武蔵野線 (第 113 号)、 一般都道 武蔵野狛江線 (第 114 号)	吉祥寺通り	武蔵野市吉祥寺東町1丁目2番先 から 武蔵野市御殿山1丁目17番先 まで		都立井の頭恩賜公 園、東急百貨店吉祥 寺店、三井住友銀行 吉祥寺支店、みずほ 銀行吉祥寺支店、り そな銀行吉祥寺支店
2	主要地方道 杉並あきる野線 (第7号)	五日市街道	武蔵野市吉祥寺北町1丁目1番先 から 武蔵野市吉祥寺本町1丁目36番先 まで		吉祥寺の杜・宮本小 路公園
3	主要地方道 杉並あきる野線 (第7号)	井ノ頭通り	武蔵野市吉祥寺本町2丁目11番先から 武蔵野市吉祥寺南町3丁目14番先まで		タイムズ アトレ吉 祥寺御殿山駐車場、 吉祥寺南町コミュニ ティセンター、吉祥 寺南病院、吉祥寺東 急 REI ホテル
4	一般都道 杉並武蔵野線 (第 113 号)		武蔵野市吉祥寺東町2丁目38番先から 武蔵野市吉祥寺東町1丁目2番先 まで	JR	
5	一般都道 吉祥寺停車場線 (第 115 号)		武蔵野市吉祥寺本町1丁目1番先 から 武蔵野市吉祥寺本町1丁目4番先 まで	吉祥寺駅、 京王電鉄 吉祥寺駅	吉祥寺まち案内所 (アトレ)
6	市道第 191 号線	吉祥寺大通 り	武蔵野市吉祥寺南町1丁目2番先 から 武蔵野市吉祥寺本町1丁目20番先 まで		ミカレットきちじょ うじ、ヨドバシカメ ラマルチメディア吉 祥寺、西友吉祥寺店、 アトレ吉祥寺、キラ リナ京王吉祥寺
7	市道第 225 号線	本町新道	武蔵野市吉祥寺本町1丁目10番先から 武蔵野市吉祥寺本町1丁目13番先 まで		吉祥寺市政センター、吉祥寺美術館、市民会議室(ゼロワンホール)、観光機構、コピス吉祥寺
8	市道第2号線	末広通り	武蔵野市吉祥寺南町2丁目3番先 から 武蔵野市吉祥寺南町4丁目3番先 まで		
9	市道第6号線	サンロード	武蔵野市吉祥寺本町1丁目1番先 から 武蔵野市吉祥寺本町1丁目11番先 まで		吉祥寺まち案内所 (サンロード)、三菱 UFJ銀行吉祥寺支店・ 吉祥寺駅前支店

	道路の区間		生活関連施設		
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
10	市道第7号線	ダイヤ街	武蔵野市吉祥寺本町1丁目7番先 から 武蔵野市吉祥寺本町1丁目1番先 まで、 武蔵野市吉祥寺本町1丁目3番先 から 武蔵野市吉祥寺本町1丁目2番先 まで		
11	市道第 151 号線		武蔵野市吉祥寺南町1丁目21番先から 武蔵野市吉祥寺南町1丁目6番先まで		武蔵野公会堂
12	市道第 189 号線	元町通り	武蔵野市吉祥寺本町1丁目8番先 から 武蔵野市吉祥寺本町1丁目9番先 まで		
13	市道第 190 号線		武蔵野市吉祥寺本町1丁目1番先 から 武蔵野市吉祥寺本町1丁目8番先 まで		
14	市道第 10 号線		武蔵野市御殿山1丁目18番先 から 武蔵野市御殿山1丁目18番先 まで	JR 吉祥寺駅、	
15	市道第 9 号線		武蔵野市御殿山1丁目5番先 から 武蔵野市御殿山1丁目2番先 まで	京王電鉄 吉祥寺駅	御殿山コミュニティセンター
16	市道第8号線		武蔵野市吉祥寺南町1丁目12番先から 武蔵野市吉祥寺南町1丁目12番先まで		
17	市道第 151 号線		武蔵野市吉祥寺南町1丁目15番先 から 武蔵野市吉祥寺南町1丁目8番先 まで		
18	市道第 298 号線		武蔵野市吉祥寺本町1丁目19番先 から 武蔵野市吉祥寺本町1丁目19番先 まで		本町コミュニティセ ンター
19	市道第 99 号線		武蔵野市吉祥寺東町1丁目10番先 から 武蔵野市吉祥寺東町1丁目12番先 まで		吉祥寺東コミュニティセンター
20	市道第6号線		武蔵野市吉祥寺東町1丁目7番先 から 武蔵野市吉祥寺東町1丁目7番先 まで		タイムズ 吉祥寺東町第7

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 路線別

No	路線	事業内容	実施予定期間
1	一般都道 杉並武蔵野線(第 113 号)、 一般都道 武蔵野狛江線(第 114 号)	信号機の改良(音響機能の整備)、 横断歩道の整備	令和5~7年度
2	主要地方道 杉並あきる野線(第7号)	横断歩道の整備	同上
3	主要地方道 杉並あきる野線(第7号)	横断歩道の整備	同上
6	市道第 191 号線	信号機の改良(音響機能の整備)	同上

(2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業	
(1) 道路標識の適切な補修	
必要に応じて実施(道路標識の高輝度化は既に実施済)	
(2) 道路標示の適切な補修	
必要に応じて実施(道路標示の高輝度化は既に実施済)	
(3) エスコートゾーンの整備(注1)	令和5~7年度
必要に応じて実施	(継続的に実施)
2 違法駐車行為の防止のための事業	
(1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車の指導取締りの実施	
(2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法	
駐車の指導取締りの実施	
(3) 違法駐車行為の防止のための広報活動及び啓発活動の実施	

(注1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行う ための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車の指導取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関 と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図



区市町村名	武蔵野市
重点整備地区名	吉祥寺駅周辺地区

